

地下の正倉院展 国宝 平城宮跡出土木簡 第Ⅰ期展示木簡

第Ⅰ期 一〇月一四日(土) — 一〇月二十九日(日)

第Ⅱ期 一〇月三二日(火) — 十一月二日(日)

第Ⅲ期 十一月四日(火) — 十一月二十六日(日)

◎木簡は三期に分けて展示します。

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、既報告の積文を改めている場合があります。

下ツ道西側溝SD1900出土木簡

1 近江国から藤原京への通行証(レプリカ)

(一六・一七次、SD1900出土。『平城宮木簡二』一九二六号。

以下、宮二―一九二六のように略す)

(表) 関々司前解近江国蒲生郡阿伎里人大初上阿^{〔伎カ〕}勝足石許田作人

(裏) 同伊刀古麻呂 大宅女右二人 左京小治町大初上笠阿曾弥安戸人右二
送行 乎我都 鹿毛牡馬 歳七 里長尾治都留伎

長さ六五六mm・幅三六mm・厚さ一〇mm ○一型式

過所(パスポート)として用いられた木簡。「関々の司の前に解す」は、「各関所のお役人に申し上げます」の意で、解という上申文書の書式を用いているのは、この木簡の書き手が里長だったからである。「某前」という表現は、七世紀の文書木簡によく見られる書き方で、「某前白」(某の前に白す)と続くことが多いため、一般に前白木簡と呼ばれる。この木簡では、「某前」という古い書式を踏襲する一方、「白」の替わりに「解」を用いており、七〇一年の大宝令の施行によって定められた新しい書式を意識した、新旧融合した書き方と言ってよいだろう。既に地方の里長レベルまで、新しい大宝令の書式が行き渡っているのである。

さて、このパスポートを持って旅をしたのは、裏面に書かれた伊刀古麻呂と大宅女の二人。彼らは左京小治町の大初(位)上笠阿曾弥(朝臣)安を戸主とする戸の人だった。この木簡が出土したのは、宮造営によって埋められた平城宮跡内に位置する下ツ道西側溝SD1900であるから、左京小治町は、平城京の一つ前の都、藤原京の地名と考えられる。藤原京には、他にも固有名詞で呼ばれる地名が知られる一方、平城京にはそうした事例が皆無であることから、この点は裏付けられる。したがって、この木簡は、大宝律令が施行された七〇一年から、平城京に遷都した七一〇年までの時期のものであることが明らかになる。

彼らの旅の目的は、表面の記載が明らかにする。「近江国蒲生郡阿伎里人大初上阿□〔伎カ〕勝足石許田作人」は、伊刀古麻呂と大宅女についての説明で、近江国蒲生郡阿伎里（今の滋賀県近江八幡市および竜王町付近）の大初位上阿伎勝足石のもとで田の耕作にあたったことがわかる。この木簡の書き手の里長尾治都留伎は、近江国蒲生郡阿伎里の里長とみられるから、彼らの旅の行程は、近江国での耕作を終えて藤原京に戻るものだったとみるのが自然であろう。裏面冒頭の「同」をウジ名と姓「阿伎勝」の繰り返しを避けるための表記とみれば、「田作人」の意味に解するの不可能ではないが）、伊刀古麻呂と大宅女は、現在藤原京に居住しているけれども、元々は近江国蒲生郡阿伎里出身だったと考えられる。藤原京の住人が、地方に生活基盤を残していることを物語る事例といえよう。あるいは、本貫地はまだ近江国に残したままだったのかも知れない。

彼らには同行者がいた。彼らを都まで送り届ける「乎我都」という名の人が一緒に、また七歳になる鹿毛の牡馬を連れていた（鹿毛は馬の毛色の一つで、茶褐色の毛色をいう。なお、「送行乎我都」を「我が都に送り行る」と読む説もある）。

過所については養老公式令に書式の規定があるが（過所式条）、大宝令における規定の全貌はわからない。ただ、便宜竹や木を用いることが認められていて『令集解』公式令天子神璽条古記）、この木簡はその実例の一つとみることができる（他に、伊場遺跡出土第一〇八号木簡など）。

こののちまもなく過所に国印を捺すことが義務づけられ（『続日本紀』靈龜元年「七一五」五月辛巳朔条、及び『令集解』公式令天子神璽条古記）、過所は実質的に紙を用いるように変わった。養老令の規定によると、過所には移動理由、通過する関所、目的地、旅行者の情報（百姓の場合は本貫地と姓名・年齢）、同行する奴・婢の名、携行品、馬牛の頭数と特徴、それに過所の発行年月日、発行者の許可などを記すことになっていた。また、百姓が過所を申請するときは、郡司、ついで国司の審査を経て発給することになっており、里長を発給主体とする¹はかなり簡略な手続

2 「大野里」からの米の荷札（レプリカ）

（一六・一七次、SD1900出土。宮二一九二八）

大野里五百木部己波米五斗

長さ二二二mm・幅三六mm・厚さ六mm ○三二型式

米五斗の荷札。大野里は、『和名類聚抄』では各地に見えるが、藤原宮跡出土木簡から七世紀の「倭国所布評大野里」（奈良県教育委員会『藤原宮跡出土木簡概報』の存在が知られるのが注目される。倭国所布評は後に添上・添下両郡に分かれた添（層富）^{あがた}の地域（今の奈良県奈良市および大和郡山市付近）とみられる。『和名類聚抄』では添上郡・添下郡いずれにも大野郷は見えないが、これは平城京造営に伴って消滅した集落と考えれば説明が付く。

過所木簡やこの大野里の荷札が出土した下ツ道西側溝SD1900からは、「五十戸家」あるいは「五十家」と書かれた墨書土器も出土している。「五十戸家」は五十戸一里制の実施と関係し、五十戸一里と表現して「里家」をあらわしている。したがってこの土器は里家、すなわち郡家に対して里長が行政実務を担当した場所で使用されていたものだろう。大野里の里家は、のちに平城宮となったこの地に所在したのだろうか。この木簡に見える米も、

里家に収められた物品の可能性が考えられるだろう。
 一緒に出土した木簡や遺物を総合的に考えていくと、個々の資料だけではわからない歴史の事実が浮かび上がってくる好例といえる。

3 何かを捉えたことを報告する(?) 文書木簡

(二六・一七次、SD1900出土。宮二一九二七)

(表) □事

捉人守人連奉

〔旨上カ〕

(裏) □得 □□ □□ □□ □□

長さ(二〇二)mm・幅(五二)mm・厚さ五mm ○一九型式

逃亡した奴婢を捉えた報告の断片と解釈されている木簡。ただし、東三坊大路から出土した告知札を連想させる内容で、馬か牛を捕獲した可能性も考えられようか。上部は大きく欠損しているが、字配りからみても、もとはかなり大型の木簡だったようである。1mを超える告知札と比べても遜色ない大きさだったとみられる。下ツ道は大和盆地を縦断する幹線道路の一つであるから、告知札の掲示場所としても相応しいだろう。

「捉人」は奴婢を捉えた人のことで、同時にこの木簡の書き手でもある。守人連というウジ名は類例が知られない。

内裏東大溝SD2700出土木簡

6 王名を列記した木簡1

(二一次、SD2700出土。宮二二二〇二)

「一」岡田王

「三」□□王

長さ(一九二)mm・幅(八)mm・厚さ三mm ○八一型式

王名を列記した歴名風の木簡。「岡田王」は、『続日本紀』に見える岡田女王と同一人物か。岡田女王は、天平十七年(七四五)正月乙丑(七日)条で無位から従五位下に、天平宝字四年(七六〇)五月壬辰(三日)条で従五位下から従五位上に昇叙されている。「岡」の字体は異体字「𠂔」。

上段の「岡田王」と下段の「□□王」とは、文字の中軸がずれており、「岡田王」の方が左に寄っていることから、上段右側には少なくとももう一人分の名前が記されていたと考えられる。また、下段の「三」は、その下の「□□王」に比べて筆が細く、別筆の可能性がある。上段の一字目が右に寄っているのも、別筆のためか(ただし、この「一」は「一」(合点、チェックの印)であった可能性も考えられる)。一人一人に対して、何らかのチェックの結果を書き込んだのだろう。

なお、出土遺構は異なるが、同様に王名を列記した木簡に55がある。こちらは王名のみで、チェックの痕跡は見られない。

7 万葉仮名で難波津の歌を記す(?) 木簡

(二一次、SD2700出土。宮二二二二二)

(表)

〔己カ〕
 由□毛利
 〔謹解申カ〕

(左側面)

□□□□

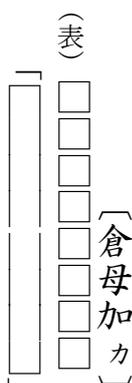
長さ(九六)mm・幅(二〇)mm・厚さ八mm ○八一型式

表面は、一字一音の万葉仮名で「ゆこもり」と書かれており、難波津の歌（難波津に 咲くやこの花 冬ごもり今は春べと 咲くやこの花）の第三句「ふゆごもり」の一部の可能性がある。裏面は平滑に整えてはおらず、この面に一行で歌全体を書いていたとすれば、本来の長さは七五cm程度（二尺半）に復元できる。

左側の文字は半裁されており、こちらが表面より先に書かれたものである。「謹解申」は、文書の書き出しの定型句。下位の役所が上位の役所へ差し出す文書に用いる。ただし、文書木簡そのものの記載と考えるには、上部の欠損を見積もると書き出しの位置が低すぎるとみられる点、厚さが2cm以上と文書木簡にしては厚すぎる点が疑問。「謹解申」は定型句だけあって習書にもよく見られるから、文書ではなく習書木簡とみておきたい。

8 暗渠SD2000出土の木簡

（二二次、SD2000出土。宮二―二二一六）



（裏）（建物と鳥の絵）

長さ（七四）mm・幅（一八）mm・厚さ三mm ○八一型式

8 は、内裏内郭から築地の下をくぐって内裏東大溝SD2700に流れ込む凝灰岩切石積み暗渠SD2000の、SD2700との合流点近くで見つかった木簡二点のうちの一つ。内裏で使われ捨てられた木簡が流れてきたものか。

表面は、右辺に沿って文字が残る。残画からみて文字のちょうど左半分に相当すると考えられ、元来は今の二倍、三六mm程度の幅があったのだろう。裏面の絵の残り具合とも矛盾しない。墨痕

明瞭かつ端正な筆致で、いくつか文字は推定できるが、全体の意味は取りがたい。その左側には、墨痕の薄い大ぶりの文字が見える。一番上は、之繞の文字か。木簡を捨てる前に、余白を使って文字を練習したのである。

裏面には建物と、その下に鳥の絵が描かれる。建物は正面三間、中央扉口、両脇連子窓、屋根は瓦葺と考えられる。下部に束柱らしいものを描いており、縁を張ったものとみられる。表面の記載内容と裏面の絵に関連があるかどうかは不明。

9 題籤軸木簡1

（二二次、SD2700出土。宮二―二二一九）

（表）□公□□
〔文案カ〕

（裏）延暦二年八月カ

長さ（六五）mm・幅三二mm・厚さ七mm ○六一型式

題籤軸の題籤部分。題籤軸は巻物の軸の一種で、細い軸部の一端に幅広の題籤部を作り出し、そこに巻物のタイトルを記しておくもの（Ⅱ期展示**85**も参照）。**9**はちょうど題籤部と軸部の境目で折られていて、軸部はまったく残らない。

表面の「案」は、正式な文書（正文）に対する、控えの文書（文案）の意味。裏面の延暦二年は七八三年。末尾の「月」は、一番上の横画が左右に突き出ている。どうやら別の文字を書きかけて間違いに気づき、そのまま下に筆画を付け足して「月」に仕立て上げたらしい。

美作国からの米の荷札

(二二次、SD2700出土。宮二―二二八六)

美作国勝田郡塩湯郷米五斗

長さ一六二mm・幅(二六)mm・厚さ四mm ○三二型式

美作国勝田郡塩湯郷(今の岡山県美作市の、旧美作町域付近)から送られた米の荷札。五斗は現在の約二斗二升五合、三三・七5kgにあたる。米の荷札は庸米または春米(白米)のものが多く、庸米は都でさまざまな労働に従事する仕丁(男性)や采女(女性)の食料として支給されるため、ひと月あたりの支給量となる六斗(〓一日二升×大の月三〇日)または五斗八升(〓一日二升×小の月二九日)でまとめられるのが一般的である。したが

某国から調として納められた「荒堅魚」の荷札。天平元年は、七二九年。一文字目は、行政単位の「里」もしくは戸主の「主」の可能性がある。続く「矢田部祢麻呂」は調の貢進者。欠損している上部には、貢進元の国郡郷里名が書かれていたはずで、類例からみて本来は三〇cmを超える大型の木簡であったと考えられる。貢進国は、書式からみて伊豆・駿河(ともに今の静岡県に属する)のいずれかとみられる。断定はできないものの、下部を割書にする書式や貢進者が矢田部であることから、伊豆国からのものである可能性がより高い。

「荒堅魚」は鹿堅魚とも表記し、現在のカツオのなまり節のような加工品とされる。十一斤十両は、約七・八kg。カツオの貢進量は重さで規定されているため、自ずと数量は荷ごとに異なってくる。右下の「十連□□」は、その数量の注記。判読しがたいが、恐らく最後の文字は荒堅魚を数える助数詞「丸」または「節」だろう。なお、一連は十丸(または十節)とされる。

14 越前国からの米の荷札

(二二次、SD2700出土。宮二―二二九〇)

つて、13は春米の荷札と考えられる。延喜民部式では、美作国は年料春米の輸貢国に挙げられている。

右辺を欠損し、文字も少し欠けている。割り裂いて籾木(糞ペラ、古代のトイレットペーパー)などに転用したものか。ただし、字配りからは欠損部の幅はそれほど広くはないとみられる。元の幅は二〇mmほどと見込まれようか。なお、左辺をよく観察すると、上端近くの切り込みより下側は上の部分より幅が狭い。左辺も、切り込みより下側は欠損しているようである。上端に切り込みがある場合、それより上の部分が失われているのはよく見かけるが、13のような欠損の仕方はやや珍しい。

(表)越前国坂井郡荒墓郷戸主桑□□□□
〔原カ〕
(裏)□□倭

長さ(一八八)mm・幅二五mm・厚さ六mm ○五一型式

越前国(今の福井県東部)から送られた荷札。物品名は明記されないが、裏面に「倭」とあるから米の荷札であろう。坂井郡は、西は日本海に面し東は加賀国(今の石川県南部)と接する越前国北部の郡名。荒墓(荒伯・荒泊とも)郷は比定地未詳。全体に墨痕は薄く、特に表面下半や裏面は読みにくい。赤外線装置で観察すると比較的よく読める。墨は赤外線を吸収するため、木簡に赤外線を当ててモニターに映し出すと、墨が残っている部分だけが黒く強調されて映り、文字が読みやすくなるのである。

14の形状は、短冊形の材の上下いずれか一端を尖らせた〇五一型式に分類されている。米の荷札によくみられる形状である。だが、確かに左右両辺は下に向かってゆるやかに細くなるよう削ら

れているが、下端は尖るといふより弧状を呈しており、よく見ると上端も角が落とされ丸みを帯びている。典型的な〇五一型式とはやや異なる、特徴的な形と言えるかもしれない。なお、78が似た形状を呈しているが、下端は鈍角ながらしつかり尖らせられている。

15 備前国からの醬の荷札1

(二二次、SD2700出土。宮二―二二〇六)

(表) 備前国邑久郡カ
 尾郷年料醬五斗
 [奴カ]



長さ二〇一mm・幅二六mm・厚さ七mm ○三三型式

備前国邑久郡尾沼(奴)郷(備前国邑久郡は今の岡山県瀬戸内市付近にあたるが、尾沼郷は比定地未詳)からの醬の荷札。醬は大豆を発酵させた調味料で、今日の醤油に類するものと判断されている。

さて、このSD2700からは、備前国邑久郡尾奴郷から送られた醬の木簡が三点出土している。大きさ・形状はほぼ同じで、いずれも同筆とみられる(他二点はⅡ期展示24・Ⅲ期展示34)。うち二点は日付も同じであるが、不思議なことに記載には若干の違いが見られる。近年の研究では、①同文・同筆・同材の荷札木簡が複数出土することがあり、②形状(型式)は異なる場合もあるが、③おそらくは一つの荷物に付けられており、④荷物の外側と内側に付けられていた可能性が高い、という事が判明している。またこうした事例のうち、駿河国(今の静岡県東部の、伊豆半島を除く地域)のカツオの場合は、若干記載内容の異なる二点が一組で用いられたことも明らかになっている。ただし、この備前国

大膳職推定地出土木簡

36 藤原仲麻呂の乱前夜の政治的緊張をうかがわせる木簡

(五次、SK219出土。宮一―一)

(表) 寺請 小豆一斗 醬一〇五升 大床所 酢 末醬等
 [斗カ]

(裏) 右四種物竹波命婦御所

長さ二五九mm・幅一九mm・厚さ四mm ○八一型式

三月六日

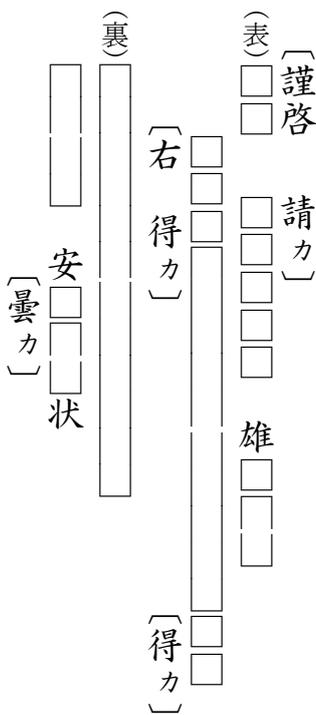
某寺が大膳職とみられる平城宮内の役所に対し、小豆・醬(今の醤油の原形)・酢・末醬(今の味噌の原形)の四種類の食材(調味料)を請求する木簡。竹波命婦は常陸国出身の采女で、孝謙天皇の側近の女官の壬生直小家主女とみられる。『平城宮木簡一』で第一号の番号を与えられた木簡でもある。

この木簡そのものが直接語るところはこれだけだが、一緒に見つかった木簡には、天平宝字六年(七六二)の年紀が書かれたものがある(Ⅱ期展示44・45)。SK219の木簡は、ゴミ捨て穴に一括して捨てられた遺物とみられるから、36も同時期の木簡と考えられる。これによって、竹波命婦が壬生直小家主人女であることが確実になるだけでなく、孝謙太上天皇が淳仁天皇と対立して法華寺に居住していた時期の、緊迫した政情を背景にもつ木簡であることがみえてくる。

37 平城宮跡最初の木簡

(五次、SK219出土。宮一―四)

このように、36は平城宮第一号木簡とされるに相応しい内容の奥行きをもつ木簡であるが、文字をよく見ると左側が切れており、本来は現状の一・五倍ほどの幅があったとみられる。あるいは、不用になったのちに割り裂かれ、篝火(おしり)を拭くための木ぎれ、13も参照)として再利用されたのかもしれない。



長さ(二四六)mm・幅(三四)mm・厚さ八mm ○五一型式

安曇某が書いた手紙の木簡の断片とみられる。全体に腐蝕が著しく、墨痕は断片的で、しかも左辺は二次的に割られていて文字の左半が欠けている。下端を右辺から削って尖らせているのも二次的な加工で、元の長さはもう少し長かった可能性もある。

「啓」は、「拝啓」「謹啓」などとして今でも名残をとどめる手紙の書式。公文書の書式を定めた公式令の規定では、皇太子に関する事務を担当する春宮坊(とうきゅうぼう)から皇太子に上申する書式として定められているが、木簡や正倉院文書の実例では、「謹啓」あるいは「某謹啓」の形で、広く役人間の業務のやりとりや私信などの書式として利用されている。

書き出し部分はおろして偏の部分が残るだけだが、残画から

38 「海藻根」の付札(?)

(五次、SK219出土。宮一―一五)

海藻根

長さ(七六)mm・幅(一六)mm・厚さ五mm ○八一型式

「海藻根」とのみ記された木簡。「海藻」は「め」または「にきめ」と訓み、ワカメを意味する(「め」は海藻類の総称でもある)。なお、「わかめ」は本来「海藻」のうち若どれの柔らかいもの(木簡では「若海藻」[または「穉海藻」「幼海藻」]と表記される)を指す語であったが、転化して海藻の一種たるワカメそのものの名称となった。「海藻根」はワカメの根元部分、すなわちメカブのこと。「まてかひのね」「まなかえ」「まなかし」などと訓じ、正倉院文書にも散見する。

38は四周とも原形を留めないが、物品名のみを記す簡素な記載と、比較的よく整った文字の雰囲気からは、40のような小型の付札であった可能性が想定される。その場合は、贅として貢納された食材に付されたものであろう。メカブは採りすぎるとワカメの繁殖に支障を来してしまう一方、粘り気が強く風味も優れている。奈良時代の天皇や貴族たちも、貴重な珍味としてその味わいを楽しんだかもしれない。

39 紀伊国からの塩の荷札

(五次、SK219出土。宮一―一八)

(表) 紀伊国日高部財郷□□矢田部益占調塩
〔戸主カ〕

(裏) 三斗 天平字寶□年十月
〔五カ〕

長さ(二〇六)mm・幅(二二)mm・厚さ(四)mm ○三九型式

紀伊国(今の和歌山県)から調として納められた塩の荷札。三斗(今の約一斗三升五合、二四・三ℓ)は一人分の調塩の輸貢量として一般的(11・56の解説も参照)。裏面の年紀は、誤って「天平字寶」と記されるが、それを訂正するため「寶」の右脇に点が打たれている。これは「字寶」をひっくり返して「寶字」と読むよう指示するもので、転倒符と呼ばれる。いわばレ点の先祖である。天平宝字五年は七六一年。なお、転倒符の例としては能登を「登能」と書いてから「能」の右脇に転倒符を打った越前国能登郡(今の石川県羽咋市付近)からの庸米の荷札(宮七―一二七五二)が、年紀の誤りとしては裏面に「天平勝寶四月廿七日」と記した衛門府からの鴨の進上状(宮七―一五〇七)などがある。「日高部財郷」は日高郡財部郷(今の御坊市付近)を指し、II期展示25にも同様に「日高部財郷」の表記が見える(なお、39と25は年紀も天平宝字五年と同一である)。「部」と「郡」は字形が似通っているため、時おり混用されたようである。ただし、39の書き手は年紀も書き誤っており、ややそっかしい性格だったようであるから、あるいは単純な誤記とみることもできるかもしれない。

40 「未滑海藻」の付札

(五次、SK219出土。宮一―二三)

未滑海藻

長さ(一一)mm・幅(一七)mm・厚さ(三)mm ○五一型式

小型の付札。両辺を下に向かって削り細め下端を尖らせる○五型式だが、よく見ると上端も極めてゆるい山形に削り整えられており、全体に丁寧な仕上がりの印象を受ける。物品名のみを記す簡素な記載からは、贅として貢納された食材を保管する際に用いられた付札である可能性が高いとみられる。57も全体によく似た雰囲気を見せているが、文字は57の方がかっちりとした楷書風であるのに対し、40はやや闊達な書きぶりである。

「未滑海藻」は「未滑海藻」または「搗滑海藻」と表記する方が一般的で、訓みは「かちめ」。海藻の一種を指すとする説と、滑海藻(アラメ、海藻の一種でワカメよりやや硬く品質が劣るとされる)を搗いて粉末にしたものとみる説がある。後者の場合は、今日のところ昆布に近いものであろうか。

41 井戸SE311出土の木簡

(七次、SE311出土。宮一―四一)

政 津守貞成

□□□□
〔豊カ〕〔継カ〕

御匣殿七人

長さ(一九七)mm・幅(一八)mm・厚さ(三)mm ○一九型式

井戸SE311から出土した文書木簡。SE311からは他にもう一点木簡が出土しており(宮一―四二、切り込みをもつ荷札の上端付近の断片か)、土坑SK219出土木簡とともに、二〇

○三年に重要文化財に指定された「大膳職推定地出土木簡」を構成する。

都を平城京から長岡京、平安京へと遷した桓武天皇が延暦二十五年（八〇六）三月に崩御すると、五月には桓武天皇の長子である皇太子・安殿親王が即位し（平城天皇）、大同元年と改元する。しかし平城天皇は病気がちで、わずか三年後の大同四年四月には皇太弟・神野親王（嵯峨天皇）に位を譲り、太上天皇となった。その後、平城太上天皇は平城旧京に移り住んだが、体調の回復とともに再び政治的影響力を発揮し、大同五年（弘仁元年、八一〇）九月には平城遷都の命を下す。その結果、平城太上天皇・嵯峨天皇それぞれを奉じる勢力の間に決定的な衝突が起きてしまう（平城太上天皇の変、または藤原薬子の変）。この抗争に敗れた平城太上天皇は政治的実権を喪失し、平城の地にて静かに余生を送った。天長元年（八二四）七月に崩御すると、日を置かずして平城宮周辺に位置するとみられる楊梅陵（ようばいりょう、やまものみささぎ）に葬られた。楊梅陵は現在、平城宮の北辺に隣接する円丘状の古墳に比定されているが、発掘調査の結果、これが平城宮の造営に際して前方部を削平された前方後円墳（「市庭古墳」と称する）の後円部であることが明らかにされている。小丘状に遺存していた古い墳墓を転用した可能性も考えられるが、比定自体を疑問視する意見も存する。なお、平城太上天皇晩年の居所は、平城宮第一大極殿院の跡地に造営された宮殿・西宮であったとされる（『類聚符宣抄』第六）。

井戸SE311は、井籠組の井戸枠が二重に重なった状態で検出された。一度放棄された井戸の朽ちた枠板を一部撤去し、中に溜まった土砂を取り除いたうえ、内側に一回り小さく枠板を組み直し再建したとみられる。この再建後の井戸内からは延暦十五年（七九六）初鑄の隆平永宝が出土しており、同伴土器にも奈良時代のものより新しい要素が認められた。以上から、SE311は長岡遷都に伴い一度廃絶したものの平城太上天皇の西宮が営まれたため再建され、太上天皇の崩御によりその役割を終え、最終的に機能を停止したと考えられる。41は、この再建後の井戸内から

出土している（なお、SE311出土の他の一点、宮一―四二は再建前の古い方の井戸からの出土）。

桓武天皇がわずか一〇年で長岡京から平安京に再遷都していることから、この時点では平安京も都として永続するか否かは流動的で、平城遷都の可能性も十分に残されていたと考えられる。したがって、平城太上天皇の死は、平城京が再び都となる可能性が完全に断たれたことを意味する。そのような時代の過渡期に位置づけられる41は、（時間軸としては正反対ながらも）1をはじめとする下ツ道西側溝SD1900出土木簡と同様、奈良時代史にさらなる広がりや奥行きを与える存在である。

全体の文意は掴みたいが、津守貞成は『津守系図』に名が見える人物。そこで貞成の父とされる和丸は『住吉大社神代記』の延暦八年（七八九）八月の署判者の一人・津守宿祢和麻呂と同一人物とみられることから、貞成の活躍時期は九世紀前半頃の可能性が高い。これは、同伴遺物などから得られた井戸SE311の年代観とも矛盾しない。

「御匣殿」は、天皇の装束の裁縫などを掌る部署。また、そこに配された女官（特に長官である別当）を指す場合もある。平安宮内裏では南北中軸線上の最北端に位置する貞観殿の中に置かれたため、貞観殿自体の別称ともなった。ただし、41は平城宮跡出土であるから、この御匣殿は平安宮内裏のものではなく、平城宮西宮に所在した平城太上天皇のための部署とみるべきだろう。太上天皇の崩御に伴う組織の解散に関わる可能性もあろうか。政変に敗れたのちの平城太上天皇に対しても天皇に準じた体制がある程度組織されていたことや、平城宮西宮が宮殿として一定の機能を維持していたことを示す資料と言えるかもしれない。

内裏北外郭官衙出土木簡

54 「西宮」と書かれた木簡1

(一三次、SK820出土。宮一—一〇一)

西宮東一門 川上 東二 奈林
茨田 右三人

長さ一六八mm・幅一七mm・厚さ二mm ○一型式

西宮の門衛にあたる兵衛の配置に関わる木簡。西宮は天皇ないしそれに準ずる貴人の宮殿と想定され、東区朝堂院・第二次大極殿院の真北に位置する内裏、または第一次大極殿院の跡地に建てられ後に称徳天皇が居所として用いた宮殿・西宮の、いずれかを指すと考えられる。

兵衛は諸国から選抜・徴集された兵士で、左右兵衛府に所属し、内裏などの閤門(内門)の守衛に当たった。上部に「東一門」と書かれることからわかるように、中央の「東二」は「門」を省略している。SK820出土木簡には西宮兵衛関連の木簡が多数含まれ(Ⅱ期展示59、また宮一—九四・宮一—九七など)、ほかに南門・角門・東三門・北門(北炬門)などがあったことが知られる。また、54のように東の一・二門が同一木簡に記され、東三門は北門とセットになる場合が多いことから、東面の門は南から順に番号が振られたものと推察される。西面の門が登場しないのは、54を含むSK820出土の資料群(通称「西宮兵衛木簡」)が東半を担当する左兵衛府に関するものだからであろう。

「奈林」に付された印は合点と呼ばれるもの。何らかの意味で他と区別するために記すものである。宮一—九五でも「茨田」に合点が付され、しかも下に「下」と註記されている。この「下」は下番(勤務を外れること)を意味する可能性が高く、54の合点も同じ意味と解してよければ、何らかの理由で上番(出勤)

できなくなつた者を区別していることとなる。ただし、兵衛の場合の上番・下番は、それぞれ月の前半・後半の担当の意味で用いられることも多い。

55 王名を列記した木簡2

(一三次、SK820出土。宮一—一三八)

奈良王 管原王
〔管カ〕 玉手王

長さ二五三mm・幅二〇mm・厚さ六mm ○一型式

王名を列記した歴名風の木簡。SK820からは他にも王名を記した木簡が出土しており(宮一—一三九・一四〇)、あるいは三者関連するものかもしれない。また、内裏東大溝SD2700からも同じように王名を列記した木簡(6)が出土している。

冒頭の「奈良王」は、天武天皇の皇子である長親王の子で『続日本紀』天平十二年(七四〇)正月庚子(十三日)条に無位から従四位下に叙されたことがみえる奈良王と同一人物か。ただし、『続日本紀』天平勝宝三年(七五二)正月辛亥(二十七日)条には無位廬原王の孫で三嶋真人姓を賜った「奈羅王」なる人物がみえ、あるいはこちらに該当する可能性もある。「管〔管カ〕原王」と「玉手王」は未詳。

人名とはいえ、奈良時代当時にも今と同じ「奈良」の表記があったことを証する木簡。なお、奈文研の本庁舎建て替えに伴う発掘調査では、平城京を「奈良京」と表記した木簡が出土している(『平城宮発掘調査出土木簡概報』四四、一八頁下段)。SK820出土木簡は年紀のある荷札から天平十九年(七四七)頃に捨てられたものとみられるのに対し、「奈良京」木簡は八世紀初頭の平城京造営時に遡る資料と考えられており、55よりさらに古い(現

状では最古の? 「奈良」の例となる。

56 備前国からの塩の荷札2

(一三次、SK820出土。宮一―三二)

(表) 備前国児嶋郡三家郷

(裏) 牛守部小成 二人調塩二斗
山守部小廣

長さ一九七mm・幅二八mm・厚さ六mm ○三三型式

備前国児嶋郡三家郷(今の岡山県玉野市付近)から調として納められた塩の荷札。古代の児嶋郡、すなわち岡山県児島地方(今の倉敷市のうち、旧児島市を中心とする地域)は、弥生時代の製塩土器なども出土する、日本有数の歴史を誇る伝統的な塩の産地である。また、『日本書紀』欽明天皇十七年七月己卯(六日)条には備前国児嶋郡に屯倉を置いたことが見え、三家郷はその故地にあたる(同十六年七月壬午「四日」条も参照)。

『続日本紀』延暦三年(七八四)十月庚午(三日)条には、当時備前国児嶋郡に属していた小豆嶋(今の香川県小豆島)の官牛を長嶋(今の岡山県瀬戸内市の、旧邑久町域付近)に遷すとある。また、『日本三代実録』元慶六年(八八二)十二月廿一日己未条からは、児嶋郡の野が蔵人所の狩野とされていたことが知られる。56に記された貢納者が「牛守部」「山守部」であるのは、こうした伝統の反映であろう。

二人分の調塩がまとめられ(これを「合成」という)、一枚の荷札が付されている。ただし、賦役令調絹繩条では正丁一人分の塩の輸貢量は三斗(今の約一斗三升五合、二四・三ℓ)とされ、実際に調塩の荷札をみると「三斗」と記すものが多いが、56は二人分あわせて二斗(今の約九升、約一六・二ℓ)とやや異例(11・39の解説も参照)。

57 アワビの付札1

(一三次、SK820出土。宮一―四六七)

生鰻

長さ九四mm・幅一五mm・厚さ四mm ○五一型式

アワビの付札。「鰻」は今ならマムシの意味で用いるが、共通の旁をもつ「鰻」に通じ、確実にアワビの意味で用いた例がある(『平城宮発掘調査出土木簡概報』三四、一〇頁下段など)。57の「鰻」も、アワビと考えるべきだろう。

生鰻は、御取鰻や鮓鰻などのように加工した鰻ではない、文字通りナマのアワビを指す可能性がある。ただし、宮三―二九一九の「熟鰻」の「熟」と対置する意味で「生」を用いているとも理解でき、その場合は漬け込み方の浅いスシアワビの意となる。下端を尖らせただけの〇五一型式のアワビの付札は、二条大路木簡に多数の事例がある。そこには志摩国の郷名を付記したものが含まれており、郷名のないものも含め、志摩国の贅の荷札の可能性が指摘されている。57もその一例となる可能性がある。ただし、小振りで端正な文字と丁寧な作り込みからは優美な雰囲気漂い、贅として納められた食材を保管するために用いられた付札である蓋然性が高いとの印象を受ける。

造酒司出土木簡

66 造酒司からの呼び出し状

(二三次北、SD3035出土。宮二―二三三四)

(表)造酒司符

長等

若湯坐少鎌
犬甘名事 □

日置薬
三

〔上カ〕

(裏)直者言従給状知必番日向参 □

長さ(一五〇)mm・幅三八mm・厚さ三mm ○一九型式

造酒司が、若湯坐少鎌・犬甘名事・日置薬ら三人を呼び出す召文の木簡。「長」という役職にある者に充てた符(上部機関から下部機関に充てる文書)の書式をとる。下端が折れているため、呼び出し理由などはわからない。四cm近い幅の材を用いた堂々とした書きぶりや、日付や差し出しが全く残らないことなどからみると、元々は今の二倍以上の長さの大型木簡だった可能性がある。その場合、呼び出された人がもつと多かつたことも考えられよう。表面の「長」は、当番ごとの責任者で、衛府の百人単位の統率者である番長の可能性もあるが、造酒司が兵士を直接呼び出せたとの想定はやや不自然で、酒造りに携わった酒部の統率者とみるのが穏当と思われる。若湯坐・犬甘・日置は、いずれも中・下級官人を出す氏族である。

裏面は語順が若干整わないが、「直ハ給ウ状ニ従イテ必ず番日ヲ知リテ向イ参上スベシ」とでも読むのであろう。通知した当番の割り当て通りに出勤するように、という意味である。

この木簡が差し出し側の造酒司で見つかったのは、呼び出しを受けた人々が造酒司に出向く際に、この木簡を持参したからであ

る。木簡はこのように差し出しに戻って捨てられる場合もあった。

67 清酒の付札1

(二三次北、SD3035出土。宮二―二三三八)

清酒四斗

長さ一四六mm・幅一六mm・厚さ五mm ○三三型式

「清酒」に付けられた付札。四斗は現在の約一斗八升、三二・五リほどにあたる。清酒は「濁酒」(ニゴレルサケ)に対する語で、「スミサケ」または「スメルサケ」と訓む。上澄みをすくうか布でこすなどして、酒かすと分離したものである。ちなみに、無類の愛飲家として知られる大伴旅人『万葉集』の編者とされる大伴家持の父)は、「讃酒歌」と通称される歌群を遺している『万葉集』三―三三八―三五〇)。そこでは、旅人が嗜んだのは清酒ではなく「濁れる酒」とされている(同三三八・三四五)。旅人が大宰帥として任地に赴いていた時期に詠んだ歌で、清酒が高級だったためか、あるいは「遠の朝廷」大宰府といえども平城京とは流通事情を異にしていたのか、はたまた旅人個人の好みによるものか、断案は得難い。

墨痕は薄いですが、文字のクセは少なく、比較的読みやすい。上部の切り込みは左右で大きさが異なり、またよく見ると、右側が三角形なのに対して左側は台形になっているのが面白い。

68 大甕の付札

(二三次北、SD3035出土。宮二―二三三〇)

二条六咫三石五斗九升「□」

長さ二三五mm・幅四一mm・厚さ六mm ○三二型式

「二条六」は、多数の甕（^{みか}甕）を整然と並べた縦横の位置関係を示すもので、二列目の六番目の意味。三石五斗九升は、今の約一石六斗二升、二九一〇ほどにあたる。この量は、ほぼ直径八二cmの球体の容積に相当する。

中身が何かは書かれていないが、水と明記するもうひと回り大きな「二条七」の甕の付札（Ⅱ期展示73）も見つかっているので、明記のない68は酒甕のものだろう。そしてこれが同じ場所のものとするれば、少なくとも二十一個以上の大甕が整然と並んでいたことになる（大甕は底が平らではなく、穴を掘って据えられていた）。造酒司跡の発掘調査では、内部に甕を据えた痕跡がある建物が多数見つかっているので、これと符合する。西大寺食堂院跡で見つかった建物の場合、一列四個の甕が少なくとも二十列はあり、間隔はそれぞれ一・五mだった。必要最小限の通路部分を残して隣の甕と接するような状態だったことになる。造酒司でも同じようにギッシリと並べて据えられていたのだろう。

ところで、従来は「三石五斗九升」について、この甕に入れてある酒の実容積を示すと漠然と理解するのが一般的だったように思う。しかし、この甕で直に醸造するのならば、できあがった酒の容積を計量するのは難しいだろう。また、別の容器で醸造したものを枡で計って注ぎ入れるのならばもう少しキリのよい数字にしそうなものだし、使用し始めたら用済みになつてしまう。使用の都度、使用料を木簡に書き付けていくことは充分考えられるが、少なくとも68にはそのような形跡は見られない。

このように考えるならば、68はむしろ、甕を据える前に計った甕の最大容積を示すための付札なのではないか。その場合、Ⅱ期展示73の「三条七甕水」は、「水専用」の甕の意味に理解できるだろう。初めから用途を決めていたことになる。

造酒司ならではの木簡なのは間違いないが、内容が端的であるだけに、かえって解釈が難しい面もある。なお、縦横の位置関係を記した同種の木簡は、長岡宮跡でも見つかっている。（八条四甕納米三斛九斗」。京都府教育委員会「長岡宮跡昭和四四年度発

掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概要一九七一』。ただし、これの内容物は酒や水ではなく、米である。

69 「人」を習書した木簡

（二三次北、SD3035出土。宮二―二三八六）

（表）人人人人人
（裏）人人人人人

長さ（一九）mm・幅一五mm・厚さ六mm ○五九型式

「人」の字を習書した木簡。表面に六文字、裏面に五文字みえる。木簡の上部が折損しており、さらに多くの字が書かれていたか。文字自体が欠けているため、先に「人」字が書かれ、削られたと思われるが、表面の一字目は他の文字と一画目の角度が違っており、折れて残っている狭い部分に書いたとも考えられそうである。字の練習というにはあまりにも簡単な文字であるから、手遊び、あるいは清書前の筆慣らしかもしれない。

内膳司推定地出土木簡

78 「左衛士府」と記した木簡

（二三次、SK870出土。宮二―一八八六）

左衛士府

長さ二六三mm・幅二八mm・厚さ四mm ○五一型式

やや大きめの材に、大振りの文字を記す。下端部は丁寧に加工されている（14の解説も参照）。文字は上端付近の「左衛士府」のみ。左衛士府で使用する物品に付された付札か。なお、材の下

側三分の二は表面が荒れており、元は「左衛土府」の下に文字があつた可能性もある。

左衛土府は、地方の軍団兵士から選抜した衛士を管理する役所。右衛土府とともに宮城の守衛を分担した。天平宝字二年(七五八)八月から同八年(七六四)九月までの間は左勇土府と官名を改めているので、78はこの期間のものではない。同じくSK870から出土した土器の年代観によれば、天平宝字末年頃の木簡とみられる。なお、土坑SK870からは、ほかに衛士らしい人名を記した木簡も出土している。

79 「例によって」飯を請求した木簡

(二〇次、SK2101出土。宮二一九四三)

(表) 請飯

番長二人
蔵部一人
史生一人

舍人十七人
右依例所請如件

(裏) 十一月七日安曇田主

長さ一八九mm・幅三二mm・厚さ四mm ○一型式

飯の請求文書。蔵部は主として蔵物の出納に当たる伴部で、大蔵省に六〇人、内蔵寮に四〇人、主蔵監に二〇人配される。飯を請求した官司は不明だが、「蔵部」の記載から考えると、上記の大蔵省・内蔵寮・主蔵監のいずれかであろう。請飯の木簡では「請飯」の次には数量(容積)が記載される事例がほとんどであり、飯が支給されるべき人員が記されるのは珍しい。

文字は、決して下手ではないものの丁寧な書きぶりとも言いがたく、書き慣れた文字をサラサラと書きつけたような印象。特に史生の「生」字などはよく踊っている。また、番長の「番」字は「米」+「日」の字体で記される。奈良時代の「番」は今と異なり「米」+「田」となるのが一般的だが、下半を「日」とする例

はあまりみられない。

80 「宮鶉」に関わる文書木簡

(二〇次、SK2101出土。宮二一九四四)

(表) □取郷宮鶉□

(裏) 五日 大録卜□

長さ(二二六)mm・幅(二五)mm・厚さ四mm ○八一型式

上下を折損しているため詳細はわからないが、木簡の内容は「□取郷」の宮鶉に関する文書。令制では大膳職に鶉飼三七戸がおかれていたが(『令集解』職員令大膳職条令引官員令別記)、平安時代になると内膳司の御厨子所に鶉飼がおかれるようになったことが知られる(『侍中群要』卷十)。

奈良時代には大膳職が鶉を管理していたことが『続日本紀』養老五年(七二二)七月庚午(二二五)条の「大膳職鶉飼」(鶉飼は鶉のこと)放生記事からわかる。鶉の確保について、平安時代に降るが、佐渡国人が「官鶉」を盗んだ記事(『日本後紀』延暦二十四年(八〇五)十月庚申(二二五)条)、大宰府からの貢鶉記事(『日本三代実録』貞観十二年(八七〇)二月十二日甲午条、同仁和三年(八八七)五月廿六日己亥条など)、出羽国からの貢鶉(『親信卿記』天延二年(九七四)八月十日条)がみえ、地方から鶉が貢納されていたようである。

裏面の「大録」は八省の第四等官(主典)のことで、ここでは大膳職や内膳司を所管する宮内省の大録を指すか。卜□は人名で、卜部某か。

(二〇次、SK2101出土。宮二一九四八)

若狭国遠敷郡 青郷御贄
貽貝一堀

長さ一二五mm・幅二四mm・厚さ三mm ○三二型式

若狭国遠敷郡青郷（今の福井県大飯郡高浜町青付近から京都府舞鶴市東部）から贄として送られた貽貝の荷札。全体に材がやせ、冬目（年輪の濃い部分）の部分浮き上がっているため表面は凸凹している。文字は贄の木簡らしく端正に整う。郡の下を二行で割書にする書式は、若狭国の荷札に多くみられる。

貽貝はムール貝に似た二枚貝の一種で、現在も食用に供する地域がある。賦役令調絹 絶条の品目として「貽貝鮮」「貽貝後折」（後折は貝殻のまま塩や酢などに漬けたものか）とみえ、延喜主計式では参河・若狭・伊予各国から貽貝鮓や貽貝保夜交鮓（貽貝とホヤを和えた上で発酵させた鮓）が調や中男作物として納められている。貽貝は調理された状態で持つてこられるらしい。木簡にみえる青郷からの贄の品目は、貽貝のほかには多比（鯛）鮓（宮一―三九九）、伊和志腊（鯛の干物、宮二―二八三）、海細螺（鯛小さくて細い巻貝の一種、『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二、三四頁上段）などが知られるが、これらは延喜宮内式の若狭国の贄品目にはみられない。単位が「堀」と記されることから、土器（壺）に入れられた状態であったことがわかる。「堀」という単位は青郷からの贄の品目に多くみられる。

(二〇次、SK2102出土。宮二二〇八二)

〔合九カ〕
〔表〕沙山進上交易材
〔裏〕

長さ一〇三mm・幅三二mm・厚さ四mm ○一型式

沙山が交易により調達した材木を進上した木簡。「材」の下には合計数量が続くのだろう。

「沙山」は、大和国宇陀郡に佐山郷（今の奈良県宇陀市の、旧榛原町萩原付近、または旧菟田野町付近か）、また山城国久世郡・河内国丹比郡・肥前国養父郡に狭山郷とみえる（それぞれ今の京都府久御山町、大阪府狭山市、佐賀県鳥栖市付近にあたる）。材の進上であることを踏まえると、畿内のいずれかであろうか。

また、内裏東方官衙地区の大溝SD2700から出土した木簡に「〔表〕符沙山司等以今月十□〔裏〕□□大田 四人□」
『平城宮発掘調査出土木簡概報』一七、八頁上段、【】は表面と文字の向きが逆であること、へは割書を示すとある。「沙山司等」への何らかの命令文書であるが、82の「沙山」はこの「沙山司」のことか。出土地は異なるが、同様に材木を進上した木簡に「〔表〕天山司解 進上飛炎卅九枝〔裏〕『勘了』」（宮七―一二四五四、『』は異筆を示す）とある。

(二〇次、SK2102出土。宮二―二〇八三)

〔坊カ〕 〔釘カ〕
 (表) 北□所進 拳鋸十六隻 長三寸半 牒□六隻 長四寸
 □尻塞卅四枚 〔環二隻〕
 (裏) 位并尻塞四枚 本受鉄卅三斤十兩 損十一斤十兩□
 合卅二斤 〔了〕 神龜六年三月十三日足嶋□

長さ三〇三mm・幅四九mm・厚さ四mm ○一型式

北坊所(?)が鉄製の扉金具を進上する木簡。「拳鋸」は戸縮具の一種。延喜木工寮式には「拳鋸一隻茎三寸環六寸料、鉄十三兩」とみえる。「牒」は両扉の合わせ目の隙間をふさぐために付けられる木製の板で、定木ともいう。ただし、「牒□」は鉄製品と想定され、牒そのものではなく牒を固定する釘などの金具であろう。正倉院文書に、戸牒をうちつけるための釘が散見する『大日本古文書(編年)』一五卷三三七・三四一頁など。「尻塞」は釘などを打ち付け、その先が裏に出た場合、その釘先を覆い隠すために付ける金具。「環」は戸の引き手の金輪である。「位」は位金のことで、環などを打ち付ける場合その根本に据える金具。史料には、引手(環)・打立・鋸などに関して後塞(尻塞)と一具となってみえる(『大日本古文書(編年)』二五卷三七〇頁、延喜伊勢太神宮式)。これらの金具を制作するために受領した鉄四十三斤十兩のうち、製品となったのは三十二斤で、「損料」(製品とならなかった分)が十一斤十兩と記されている。「了」は報告を受け取った側で、確認ののち書き込まれたものか。なお、下部に穿孔があり、同種の鉄などの管理に用いられた木簡が束ねられてた可能性が想定される。

裏面の神龜六年は七二九年で、八月に改元し天平元年となる。83は、土坑SK2102の埋没年代の決定とその性格を推し量るための重要な論拠となっている。

【木簡が見つかった遺構】

SD1900 (展示番号1、2、3)

一九六四年

平城宮朱雀門内側で検出した南北溝。元は平城宮造営以前の下ツ道西側溝(SD1900A)であったが、宮造営後は朱雀門から北に延びる幅約二三mの道路の西側溝(SD1900B)として再利用される。幅約二・八〜三・〇m、深さ約〇・六〜〇・八m。1は、朱雀門の北三五mの地点にある堰上流のくぼみ部分から出土した。

SD2700 (展示番号6、7、9、10、11、12、13、14、15)

一九六五年

平城京の北東に位置する水上池の南西部に端を発し、内裏東辺を南流してその排水を集める基幹排水路。内裏東辺では石の護岸をもつが、それより南では一部に木杭による護岸がみられる程度となる。東区朝堂院・朝集殿院東辺の東方官衙のどこかの地点で東に折れ、SD3410に接続していたとみられるが、その地点は未詳。内裏周辺では、天平期以降の多量の遺物が層的に堆積していることが知られている。

SD2000 (展示番号8)

一九六五年

東西方向の凝灰岩製切石積み暗渠。内裏内の排水を処理するための溝で、内裏内郭から築地下をくぐり東に向かって流れ、内裏の東側を北から南に流れる大溝SD2700に注ぎ込む。SD2700との合流地点の手前付近から、木簡二点が出土している。

SK219 (展示番号36、37、38、39、40)

一九六一年

平城宮中央区の第一次大極殿院の跡地に建てられた西宮の北側に展開する役所のゴミ捨て穴。東西三m、南北二・五m、深さ一mの北半部と、東西三m、南北二・五m、深さ一mの南半部とからなる。平城宮跡最初の木簡出土地として名高い。天平宝字末年頃(七六〇年代前半)の遺物を中心とする。SK219出土の木簡群は、同じ役所内の井戸SE311出土木簡二点とともに、平城宮跡大膳職推定地出土木簡として、二〇

〇三年に木簡では初めて重要文化財に指定された(計三九点(うち削屑一六点))。

SE311 (展示番号41)

一九六一年

大膳職推定地で見つかった三つの大型井戸のうち中央に位置する井戸。井籠形の枠板が二重に重なった状態で検出された。外側(SE311A)が内法二・二五mほど、内側(SE311B)が内法一・九mほどで、最初に作られたSE311Aが一度放棄されたのち、朽ちた板を撤去して枠を組み直すなどし、SE311Bとして再建したものである。SE311Aからは万年通宝(天平宝字四年(七六〇)初鑄)と神功開宝(天平神護元年(七六五)初鑄)が、SE311Bからは隆平永宝(延暦十五年(七九六)初鑄)がそれぞれ出土しており、また同伴土器の形式などから、SE311Aの廃絶は長岡京への遷都に伴うもので、平城太上天皇が平城宮・西宮に移り住んだためSE311Bとして再建され、太上天皇の死去により最終的に放棄されたと考えられる。

木簡はA・Bそれぞれから一点ずつ出土しており、土坑SK219出土木簡とともに平城宮大膳職推定地出土木簡として二〇〇三年に重要文化財に指定された。

SK820 (展示番号54、55、56、57)

一九六三年

内裏の北東に位置する北外郭官衙西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴。一辺約四m、深さ約二・三m。天平十七(七四五)年の平城遷都後のこの地域の再整備に関わるゴミを投棄した土坑で、天平十九(七四七)年頃に埋められたとみられる。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構。出土木簡は、平城宮跡内裏北外郭官衙出土木簡として、二〇〇七年に重要文化財に指定された(一七八五点(うち削屑九五二点))。

SD3035 (展示番号66、67、68、69)

一九六五年

造酒司の井戸の排水を流すために、役所の西辺に位置をずらしながら何度か掘られた南北溝の一つ。幅約七〇cm、深さ約二〇cm。南端は造酒司南限の築地塀を暗渠で抜けて宮内道路の側溝に接続する。奈良時代前半の靈龜・養老・神龜(七一七〜七二九年)の年号をもつものがま

っている。ただし、最上層からは天平勝宝八歳（七五六）十月の年紀のある木簡（宮二一一二四七）が出土しており、奈良時代半ば過ぎに埋没したとみられる。なお、木簡は溝のあちこちからまんべんなく出土しているのではなく、溝が溜まり状に広がった部分から集中的に出土している。溝の遺物ではあるが、土坑状の遺構の遺物が主体とみることでもでき、年代や内容の一括性の高さはこれに由来する可能性がある。

出土木簡は、同じく造酒司内で検出された井戸SE3046および溝SD3047・3050出土木簡とともに、平城宮造酒司出土木簡として二〇一五年に重要文化財に指定された。

SK870（展示番号78）

一九六三年

内裏の真北に位置する内膳司と推定される役所の東辺で見つかった不整形のゴミ穴。規模は東西5m、南北5m、深さは一・三m。出土木簡は、SK2101・2102・2107出土木簡とともに、平城宮跡内膳司推定地出土木簡として二〇一〇年に重要文化財に指定された。

SK2101（展示番号79、80、81）

一九六四年

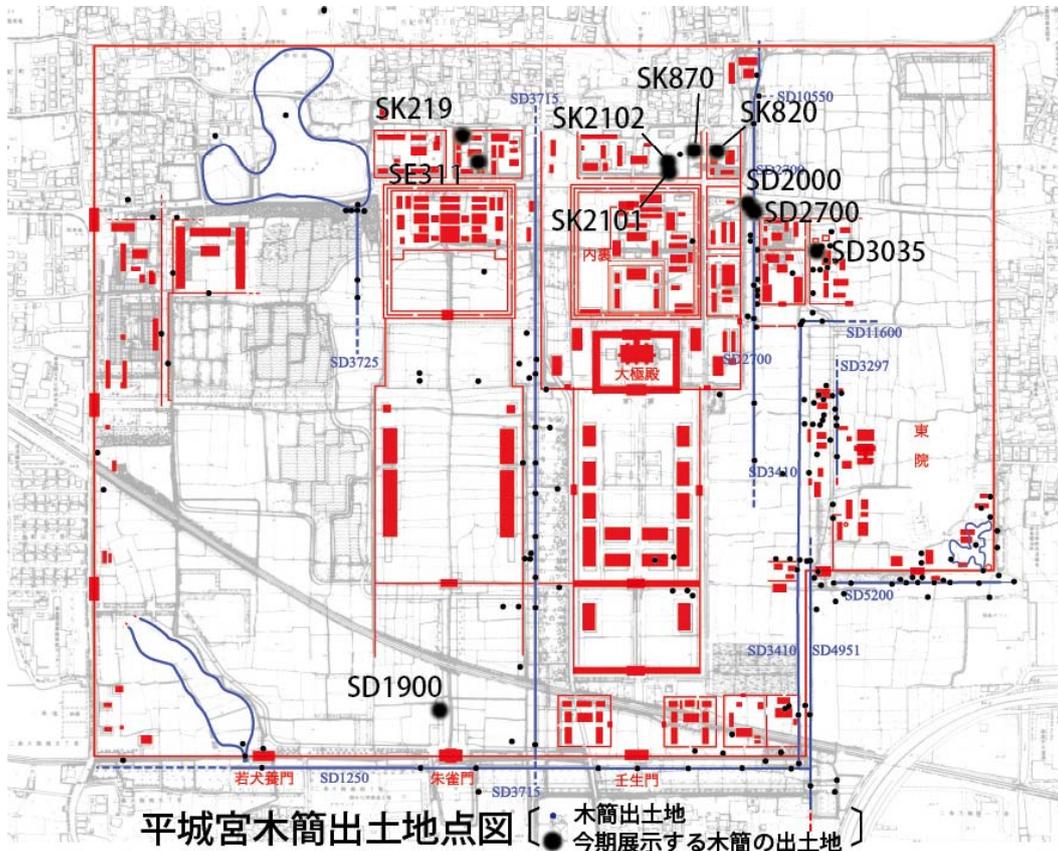
内膳司と推定される役所のうち、東半の広場部分で見つかった密集するゴミ穴の一つ。東西三・五m、南北三・四mの方形。周辺にはいくつものゴミ穴が重複して掘られ、井戸の南西側の作業場兼塵芥処理場のような様相を呈していた。そのいくつから木簡が出土した。出土木簡は、SK870・2102・2107出土木簡とともに、平城宮跡内膳司推定地出土木簡として二〇一〇年に重要文化財に指定された。

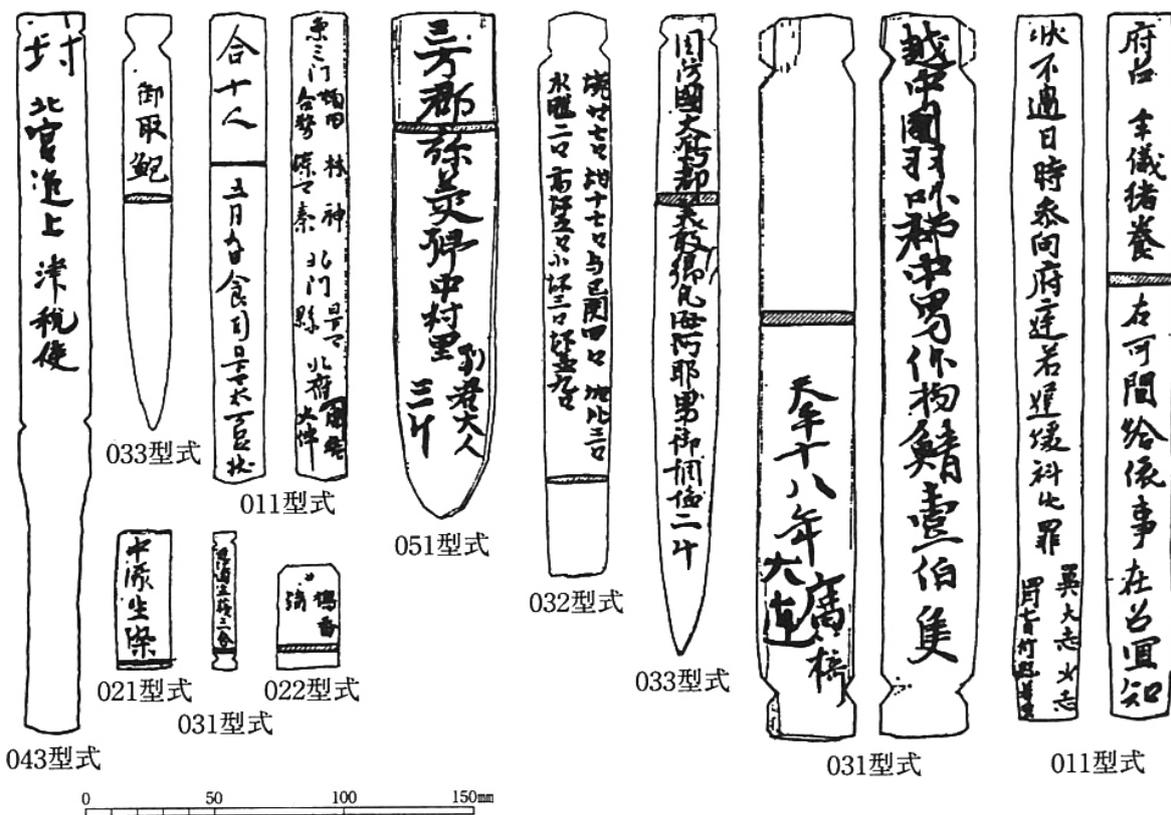
SK2102（展示番号82、83）

一九六四年

内膳司と推定される官衙のうち、東半の広場部分で見つかったゴミ穴密集地域のゴミ穴の一つ。SK2101のすぐ北に位置する、東西三・八m、南北二・四m、深さ〇・三mの浅い穴である。出土木簡は、SK870・SK2101・SK2107出土木簡とともに、平城宮跡内膳司推定地出土木簡として二〇一〇年に重要文化財に指定された。

（奈良文化財研究所史料研究室）





【木簡の型式分類とその説明】

- 一型式 長方形の材のもの
- 一五型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの
- 一九型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの
- 二一型式 小型矩形のもの
- 二二型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの
- 三二型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの
- 三三型式 方頭・圭頭など種々の作り方がある
- 三二型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの
- 三三型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの
- 三九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 四一型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの
- 四三型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みをいれたもの
- 四九型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 五一型式 長方形の材の一端を尖らせたもの
- 五九型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 六一型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの
- 六五型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの
- 八一型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの
- 九一型式 削屑